

九州防衛局さわやか行政サービス推進委員会の設置に関する達

九州防衛局達第11号

九州防衛局さわやか行政サービス推進委員会の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局さわやか行政サービス推進委員会の設置に関する達

(設置)

第1条 「さわやか行政サービス運動について」(昭和63年1月26日閣議決定)に基づき、九州防衛局における行政サービスの向上を図る観点から、行政サービス業務の見直しを行うとともに、その改善施策を審議し推進するため、九州防衛局本局に「九州防衛局さわやか行政サービス推進委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長、報道官、長崎支局総務課長及び熊本支局総務課長をもって充てる。

(運営)

第3条 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務をつかさどる。

2 委員会は、九州防衛局に勤務する職員の創意工夫、自主的な提案を積極的に取り上げるため、必要があると認めるときは、関係部課等に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、九州防衛局総務課において処理する。

(委任規定)

第5条 この達に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。